

全国美術館会議 東日本大震災美術館・博物館総合調査実施要項

平成 24 年 10 月 17 日

全国美術館会議

1 目 的

東日本大震災美術館・博物館総合調査（以下「総合調査」という。）は、東日本大震災によって美術館・博物館が受けた被害とその影響を総合的に調査、分析かつ記録し、今後の災害対策に資する報告書の作成を目的とする。

2 対 象

東日本大震災により被害を受けた地域の全国美術館会議会員及び非会員の美術館・博物館等で美術品を所蔵している館を対象とする。

3 活動概要

総合調査の具体的な内容は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会及び関係諸団体により実施されている活動と調査を踏まえ、十分な情報収集を行った上で、全国美術館会議東日本大震災救援・支援対策本部（以下「対策本部」という。）に設置した「全国美術館会議 東日本大震災美術館・博物館総合調査分科会」（以下「総合調査分科会」という。）が策定し、次の活動を実施する。

- (1) 総合調査分科会が選定した館に被災状況等についての書面による質問調査を行う。
- (2) 質問調査の結果を踏まえ、詳細な調査が必要な美術館・博物館等で受入が可能な施設に複数の調査要員（以下「班」という。）を派遣し、聞き取り、資料収集及び写真撮影等の訪問調査を行う。
- (3) 質問調査及び訪問調査の結果を分析・記録し、報告書を作成する。

4 実施体制及び要員

- (1) 総合調査は、総合調査分科会が主体となって実施する。
- (2) 総合調査分科会に幹事 1 名及び副幹事 1 名以上を置く。
- (3) 総合調査分科会の活動に係る庶務は、全国美術館会議事務局（以下「事務局」という。）が担当する。
- (4) 訪問調査を行う場合は、必要に応じて一つ以上の現地本部を置くことができる。
- (5) 調査及び報告書の編集を実施する要員は、保存研究部会のメンバーに加えて、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会の活動に参加、または同救援委員会の「救援ボランティア」に登録した全国美術館会議会員の職員、その他の美術関係者により構成する。

5 活動に関する経費

- (1) 総合調査の活動に要する経費は、全国美術館会議が行っている東日本大震災救援・支援活動のための募金、寄付金及びチャリティーオークション展の収益を充てる。
- (2) この経費の会計処理は、事務局において、他の経費と区分して適正に行う。

6 調査結果の公開と管理

- (1) 報告書は全国美術館会議会員（賛助会員を含む。）に配布するほか、総合調査に際し写真資料等の提供や、訪問調査の許可を得た美術館・博物館等（以下「調査協力館」という）並びに関係諸機関に配布する。
- (2) 報告書は、電子媒体として全国美術館会議ホームページの会員専用ページで公開するほか、調査協力館の許可が得られた箇所については一般の閲覧が可能なページでも公開する。
- (3) 上記の(1)及び(2)以外で、公開する必要が生じた場合は、改めて調査協力館の許可が得られ、かつ総合調査分科会が適切と判断した場合（総合調査分科会が解散した場合は、事務局とする。）に公開することとする。
- (4) 調査の過程で得られた資料及び結果の情報の管理にあたっては、調査協力館等に配慮し、慎重を期するため、原則として部外秘及び転載禁止とする。
- (5) 報告書の公開・転載等については、総合調査分科会の協力により事務局が処理し、全国美術館会議会長名で承認する。

7 その他

本要項に記載されていない事柄について別途定める必要が生じた場合は、対策本部がこれを策定し、東日本大震災復興対策委員会の承認を得ることとする。ただし、東日本大震災復興対策委員会が解散した場合は、理事会の承認を得ることとする。